

平成 27 年度島根県障がい者施策審議会

【第 3 期島根県障害福祉計画の実績と今後の取組について】

●委員

福祉施設の入所者の地域生活への移行に関して、今後の取組の方向性として、グループホーム、日中活動の場の充実、訪問系サービスの充実のために障がい者福祉施設等整備事業等により整備を支援するなど記載されている。グループホームと日中活動の場というのは、施設整備のための助成とか支援になると思うが、訪問系はの場合どういうところに支援をしていこうと想定されているか。

○事務局

ここでメインになるのは住まいの場、グループホームの確保が第一です。続けて日中活動の就労支援事業所です。基本的にはこの二つが主たる整備の目標になると思います。最近が多機能型でいろいろな訪問系サービスも併設した事業所等の整備もあります。そのような意味で訪問系も付け加えました。まずはグループホーム等の住まいの場を確実に確保していくということと、日中で活動していただく場の確保、この二つが基本的なことです。

●委員

同じく福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する今後の取組の方向性について、相談支援体制の整備とあり、障がい者が適切なサービスを受けるための計画相談支援体制の充実はもとより、障がい者が地域生活へ移行し、定着するための相談支援体制の整備を進めるとある。そこで、4. 障害福祉サービスの見込量と実績の地域移行支援の実績を圏域別に見てみると、益田圏域では見込量が3に対して実績0、隠岐圏域も同じく見込量が3に対して実績が0。これらの原因として相談支援体制が整備されていないと分析をされたのか。

○事務局

地域移行については、その地域の相談支援事業所に積極的に取り組んでいただけのかどうかで大きく地域の差が出ています。移行支援、定着支援は精神障がい者の利用が多いが、実際に支援を行う上でのノウハウが、益田圏域、隠岐圏域の相談支援事業所で不足しているところがあるのではないかと県では考えています。今後、先進的に取り組んでいただいている実績のある圏域のノウハウを拡散させることや相談支援専門員、相談支援事業所のスキルアップを図り、地域での取組を進めていくことに、県としても取り組んでいこうと考えています。

●委員

定着支援が進まない理由として、医療機関からのオーダーが出てこないということが言われている。単身者の定着支援をしようと思えば医療機関のバックアップ体制は絶対に必要で、医療と福祉の連携が必要であるので、医療機関も同じように考えていただいて進める必要がある。

○事務局

益田圏域について、事業所がスキルアップしていかなければいけないのはもちろんですが、同時に精神科の入院医療機関が1ヶ所しかないという益田の圏域特性があります。この入院医療機関が積極的に地域にアウトリーチをしておられて、訪問看護等をかなり自分のところでやりながら調整をしているという経過もあり、今のところそれで進んでいる状況です。地域によって社会資源の状況の違いもあることをご理解いただき、相談事業所のスキルアップも非常に今後重要な課題であることをご理解ください。

●委員

就労移行支援について、達成率が浜田、益田、大田などの西部が低くなっている。地域格差はあるだろうが、努力をしてほしいと思う。

○事務局

就労移行支援については全県的に利用者が多いという状況ではありません。事業所の数も少しずつ減ってきている状況です。一般就労への移行が進まない事業所については報酬上のペナルティのようなものがこの度の報酬改正で強化される状況もあり、事業所にとっては事業に対する取組の意欲がだんだん薄れていっているのではないかという気はしていますが、事業の廃止については基本的には思い留まっていただくようお願いをしております、現状を維持していくように働きかけをしていきたいと考えています。

●委員

就労移行支援をやっているがなかなか難しい。厚生労働省は最初養護学校を卒業した時点で就労移行へ1年くらい行って、そこから就労をするということで制度にした。今は、夏休みとかに1週間ぐらい利用して就労するというので、実際に適応が非常に難しい。今、就労移行はひきこもりとか仕事がない人も入れて、就職へ斡旋しながらジョブコーチを付けてやっているかたち。なかなかこの制度は全国的に浸透しない。これからこの制度を活かしていくことを施設側としても考えていきたい。

●委員

近年全国的に児童の虐待が問題になっている。特に障がいのある児童は虐待を受けやすい立場にある。もっとも大切にされるべき両親から虐待を受けたり、ネグレクトされたり

という立場の子どもたちが、相変わらず減ることがない現状が嘆かわしい。そのような中で、もっとも機能すべき児童相談所などが今後も子どもの数が減ったからといって決して軽んじられることがないようにお願いしたい。また、児童のための最後のセーフティネットの役割を果たすべき障がい児のための施設が、子どもが減っているために今後も十分に機能を果たしていけるのかということに関して、不安材料が増えてきている。国は政策として在宅の障がい児施策を強力に進める方向に振り子を振っているが、障がい児のための施設があってはじめて安定した在宅生活が進められると考える。今後とも片側にあまりにも振れ過ぎないようにバランスのとれた障がい児施策を進めていただきたい。

○事務局

児童の虐待が全国的に問題になっています。県としても障がい児の虐待については虐待防止研修を益々充実させて取組を進めていきたいと思っています。もちろん児童相談所とも連携をして取組を進めていきます。セーフティネットの関係で障がい児の入所者が減っていることについては、実地指導へ行った際にいろいろとお話を聞いています。それぞれの施設で努力し経営されていますが、それでもなお経営が難しい状況になってきていると聞いています。施設の皆さんからも意見をいただきながら今後も対策を進めていきます。よろしくをお願いします。

○事務局

本日、25年度の虐待の状況について資料を提供しています。26年度については11月上旬に報道発表をさせていただきますので、それまでお待ちください。虐待防止の対策について一番重視しなければいけないのは、数字に出できていない虐待があるのではないかとということであり、通報もしくは相談をきちんと県民の方からしていただけるように啓発に努める必要があると強く思っています。今後も市町村や労働局と連携を密にして取組を進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

【障害者差別解消法の施行に向けた島根県の取組（案）について】

●委員

精神障がいの場合は偏見や誤解が差別に通じていくのではないかと思います。統合失調症はご承知のとおり、人それぞれ病態が違うので十把一絡げでなくて、その人を見て判断していただきたい。一律に物事を進めていくことは避けるなど十分配慮をしていただきたい。

●委員

障がい者も難病患者も、差別に関しては同じではないかと思う。先日難病フォーラムが開催されたが、関係者と難病患者家族会の方ばかりで、一般の方がほとんど来られなかったことが非常に残念だった。フォーラムの前に開催された難病サロンでは、同じ病気の人

と話をする機会が持てなかった。差別解消の制度は非常によいとは思いますが、非常に難しいところもある。協力はいくらでもするので頑張って取り組んでもらいたい。

●委員

ある重症児さんに気管切開の必要が生じた際に、そこではできないということで、親御さんが医大に行かせてくれと言われたところ、担当の医者から移動してまで生かしたいのかという言葉がかけられたということを知り、非常にショックを受けた。病院に限らずだと思いが、そのような発言がどれだけ私たちに衝撃を与えるかということを知り、ぜひとも、啓発なども行っていただければと思う。

○事務局

皆様からの様々な実体験や、疑問に感じられたことを聞かせていただき、非常に参考になります。まずは県職員に対し、職員向けのガイドラインの作成や職員研修を通じて、お困りごとや必要な配慮についての啓発を徹底していきたいと考えています。今後もお気付きの点があれば、いつでもよいのでご意見をいただけると助かりますのでよろしくお願い致します

●委員

雇用における分野については障害者雇用促進法の中で定めがある。障がい者を理由とする差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供が事業主に対して、いずれも法的な義務として求められ、28年4月から施行される。これまでと大きな変更、新しい仕組みなので、この点については各事業主への説明会を今週県内各地で実施するほか、団体や関係機関のイベントや会報などにおいて周知し、事業主の皆様へのご理解ご説明を進めていく。

○事務局

差別解消法では合理的配慮の提供が民間事業者は努力義務になっています。雇い主と従業員の間では合理的配慮を提供することが法的義務となっているということで、どちらかというこの差別解消法の一般的な関係よりも雇用主と従業員はより厳しい規定になっています。これについては労働局と障がい福祉課の就労支援スタッフが連携をして、就労についても周知を図っていきます。

●委員

養護学校を卒業した生徒たちが一般就労等していくが、就労先での理解がなかなかうまくいかないケースがある。その人の仕事ぶりを見て、これだけの給料を払っているのだからこれだけのことをするのが当たり前ではないかという思いが雇用側からしてみればあってもおかしくないと思うが、その人の持っているよさとか特性などをどの程度理解してい

ただけているのか、就労が続いていくためには、具体的な支援、特にお互いに働く立場としての気持ちの理解をどのようにしていけばよいのかと考える。

うまくいったケースをできるだけ広めていただけたら参考になるのではないかと考えているので、是非ともお願いしたい。

●委員

あいサポート運動を推進していくと言われた。あいサポーター研修は、身近な人も二人ほど受け、勉強になったと言っていた。あいサポート運動を推進していくのならば研修回数を増やしていただきたい。

●委員

子どもだけでなく、その保護者にも知的な遅れや、読字障がい、識字障がい、診断は持っていないが文章を読んだり物を書いたりすることがとても苦手な方が結構いる。対人関係、コミュニケーションが苦手な保護者が多い中で、窓口に行っても手続きしなければいけないことがかなり負担となる方がおり、そのようなときに窓口でもしかしたらいろいろなトラブルもあるのかと考えている。保護者でありつつもそのような困難を抱えている方たちが結構な数おられることをお伝えする。

○事務局

県では、山陰中央新報社にレインボーという障がい者就労情報紙を出しています。年2回ほどですが、先ほど言われた気持ちの理解、うまくいったケースを広めてはということ、次回、関係機関とも相談して取り上げていきたいと思えます。

○事務局

あいサポーターになるための研修については、企業や団体や自治会などで、人権に関する研修、障がいについて知りたいということなどがあれば、市町村の社会福祉協議会に連絡をすると、そこから講師を派遣してもらい研修を受けることができます。研修会を受けた職員や住民の方々を介して、あいサポート運動が広がることを期待しています。あいサポーターの数は、島根県では23年度から取り組み始めていて、現在およそ2万5,000人であり、少しずつですが順調に増えてきています。差別解消法や雇用促進法の施行もあるので、取組をもう少し強化していきたいと考えています。

それから子どもだけではなく親御さんも困難を抱えていらっしゃることで、手続き的なことが主だと思えますので、これは市町村を集めて会議等でそのようなご意見ご要望があったことを伝えます。

●委員

あいサポート運動などの啓発活動は、弛みなくやり続けないと障がい者への理解は非常に難しい。手を挙げてメッセンジャーになり、多くの方に広げていただくという草の根運動が必要。机の上で話をするものではなく、自ら行動をしてやっていくしかない。周囲の人を巻き込むことが大事で、今、社協を中心にやっているが、特に教育委員会と提携を結ばないと駄目だと思う。1回やったからいいというものではなく繰り返し行っていないと啓発というものはうまくいかない。

○事務局

小学校の高学年向けのあいサポート運動の冊子をつくって配布をしたり、今年度は障害者権利条約の絵本を各学校や公立図書館にも配布をしました。このようなことを通じて教育委員会との連携も前進していると感じています。なかなか一足飛びに普及啓発活動が進むということは難しいと思いますが、少しでも着実に進めていきたいと考えています。今後ともよろしくをお願いします。

【サービス等利用計画の進捗状況について】

質疑なし

【障がい者就労継続支援事業所工賃向上計画について】

●委員

県の平均工賃の目標月額が1万9,431円とされているが、国の平均はいくらか。

○事務局

国としては目標の金額を定めていませんので、全国的な実績としてどうかといことをお話しすると、全国の実績額は25年度の額が1万4,437円と公表されています。島根県は高い水準にあり、25年度の実績は全国で6番目です。

●委員

工賃向上のために機械設備を半端に持つより、就労継続支援事業所がいろいろあるので、1箇所得意なところがある程度設備整備をして、各作業所がいろいろなかたちを連携してやっていくのが県としては非常に効率がよいのではないかと思う。効率よく全国1位を目指しているという方向になってもらえると嬉しい。

○事務局

連携の強化ということに関しては、斐川の事業所でのトマトソースがあります。トマト栽培は4事業所でやっていますし、中間の加工はほかの事業所も関わって、計5事業所で

連携して取り組んでおられます。本当にいい取組であり、新しい3年間の工賃向上計画の中でも連携という部分は進めていきたいと考えています。

【障がい者就労施設等からの物品等の調達について】

●委員

物品調達は、県も市町村もとても前向きにやってくださっており、非常に喜んでいる。今我々は9号線とか国道にカバー苗をつくっている。それをダムやら病院やらいろいろなところで花壇的にやってほしいということを進めている。

○事務局

カバー苗については何年か前に確かに実績があったと承知していますが、私の記憶ではこの2年はありません。また各所属に働きかけていきます。

【その他】

●委員

障がい者の情報は民生委員へなかなか県から提供がなされないのが現状。災害時の要支援者、高齢者の資料は案外スムーズに提供されるが、障がい者の名簿はほとんど提供されていないことを聞いている。各家庭を回ったときに、民生委員が障がいに関する事聞き出すことが非常に難しい。トラブルに発展するおそれもあるので、その点で苦勞をしておられる。民生委員は個人情報の守秘義務が必ずあるので、障がい者の情報提供いただくことを要望する。

○事務局

障がい者の個人情報は市町村で把握しています。要支援者の名簿を市町村で作成することになっていたと思います。県では名簿は持っておらず、そのような個人情報の提供は市町村の判断になります。

●委員

どういふ方を災害時の対象にするかという幅は市町村によって若干違ふ。出雲市の場合には要介護の高齢者とか、療育手帳も含めた障がいをお持ちの方を対象とした名簿がまず一つある。その中でそれぞれの方々へ意向調査をしたうえで、地域の災害対策本部への提供に同意した方々用の名簿も一つ作っている。平常時は同意が確認できた名簿を地域の民生委員さんをはじめとした災害対策本部や警察へ届けてある。いざ災害が起きたときには確認を取った方を含めた全ての対象の方の名簿を使って災害対応をしていこうという2段階構えにしている。

●委員

きちんとした名簿を出して、何々町内には要介護とか療育手帳 AB とかどういう人がいるか、そのような情報が出るようにしてほしいということを随分陳情している。個人情報ということではなくて、是非、我々障がい者団体としても情報提供をしてほしいと思っている。